



暑さが日ごとに増してまいりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向

① 化管法に基づくSDS制度に関するQ&Aの更新(経済産業省)

化管法に基づく SDS 制度に関する Q&A が更新された。化管法に基づく SDS の提供義務やラベルによる表示の努力義務は、指定化学物質(第一種指定化学物質 462 物質、第二種指定化学物質 100 物質)や、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者に課せられている。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html

② 災害調査報告書「福井県内の化学工場で発生した膀胱がんに関する災害」の公開(労働安全衛生総合研究所)

(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所は 5 月、「福井県内の化学工場で発生した膀胱がんに関する災害」と題した災害調査報告書(一般公開版)を公開した。オルト-トルイジン、2,4-キシリジン等を原料として染料・顔料中間体を製造する作業に従事する労働者 5 名に膀胱がんが発生したとの報告を受けたもの。 http://www.jniosh.go.jp/publication/pdf/saigai_houkoku_2016_01.pdf

③ 「平成27年度 GHS分類結果」の公表((独)製品評価技術基盤機構:NITE)

6 月 8 日、NITE は「平成 27 年度厚生労働省・経済産業省・環境省による GHS 分類結果」を公表した。

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_index.html

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/pdf/oshirase_20160608.pdf

海外動向

① EU REACH 附属書の改定について(欧州化学品庁:ECHA)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性、急性毒性(経皮)、皮膚感作性に関する EU REACH の要件が、「動物を使用しない方法」に変更されていることに伴い、ECHA は皮膚刺激性、眼刺激性、急性経皮毒性に関する REACH 附属書を改正し官報(Official Journal of the European Union)を公表した。改正発効は 6 月 20 日。今後、事業者は「動物を使用しない代替手法」により関係する化学物質の分類やリスク評価を実施することになる。なお、皮膚感作性の改定については今秋となるもよう。

http://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/reach-annexes-amended-registrants-to-use-alternative-test-methods

② ストリーム 4 重油、並びに石油及びワックスの最終スクリーニング評価(カナダ政府)

カナダは、ストリーム 4 重油、並びに石油及びワックスの最終スクリーニング評価(Final Screening Assessment)を公表した。詳しくは Petroleum Sector Stream Approach Substances List を参照のこと。

<http://www.chemicalsubstanceschimiques.gc.ca/petrole/group-4/index-eng.php>

③ Candidate List に新たに 1 物質を追加(欧州化学品庁:ECHA)

ECHA は 6 月 20 日、新たに 1 物質(Benzo[def]chrysene、CAS No: 50-32-8)を REACH 規則の認可候補物質リスト(Candidate List)に追加し、これにより高懸念物質(SVHC)は合計 169 物質となった。

http://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/a-new-substance-of-very-high-concern-added-to-the-candidate-list

特集: やさしい化学品規制動向シリーズ「新化学物質環境管理弁法」

各国の化学物質規制関連について特集しています。今回は中国の「新化学物質環境管理弁法」についてです。

「新化学物質環境管理弁法」は、新規化学物質の生産・輸入の管理のために、中国における新規化学物質の生産前・輸入前申告登記制度を実施するものであり、2003年に公布・施行され、2010年に改定されました。国家環境保護部の個体廃棄物及び化学品管理中心が所轄している法律で、日本における「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」にほぼ相当するものです。

中国国内で新規化学物質の製造・輸入を行う場合は、「環境保護部固体廃棄物及び化学品管理中心」への申告が義務づけられています。申告義務があるのは中国内の製造者または輸入者です。輸入者が対応できない場合等に、中国国内の代理人が登録を行う制度を設けています。中国国外の企業のうち代理人を指名して申告することができるのは、最終輸出者のみです。代理人を活用する場合には、申告に必要な情報や、評価に必要な情報などを代理人へ伝える必要があります。下図に中国での申告制度の概要を示します。日本国内で製造事業者が加工事業者へ化学物質を販売し、加工事業者が中国への輸出者となる場合には、物質のCAS番号等の情報については、輸出者ではなく、代理人を通して中国当局へ提出する方法があります。その場合、最終輸出者が代理人を指名する必要があります。

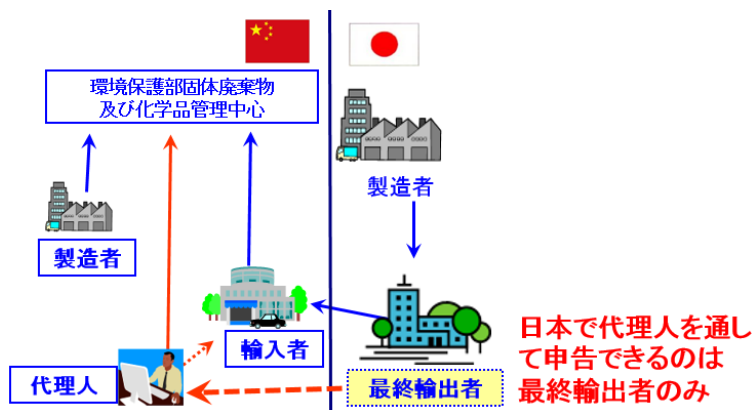


図 中国での申告制度の概要

お知らせ

○「欧州 CLP 規則と米国 HCS に対応した分類基準と SDS・ラベル作成」セミナーの開催

7月28(木)、29日(金)にきゅりあん(東京)において開催されるセミナー「[改正安衛法の緊急対策に]混合物のSDS作成とリスクアセスメント実施ノウハウ」で吉川職員と北村職員が講師を務めます。割引制度がありますので参加ご希望の方は本機構までご連絡ください。<http://www.science-t.com/st/cont/id/25387>

○化学物質管理ミーティング 2016 への出展

8月25日(木)、26日(金)にパシフィコ横浜で開催される化学物質管理ミーティング 2016 へ出展します。「化学物質管理まるごとサポート」と題して、試験・分析・評価の専門的な立場から CERI がサポートする業務をご紹介します。また、GHS 分類と SDS 作成の実例と改正労働安全衛生法対応のポイントについてプレゼンテーションを行います。さらに、「コンサルお試しコーナー」(10分程度、無料、予約受付中)を設置します。<http://www.cdsympo.com/cm2016/>

ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F
安全性評価技術研究所 研究第二部
Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)
URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@cerij.jp